令和3年度 第2回府中市子ども・子育て審議会議事録

▽日 時 令和3年8月6日(金) 午後3時~

▽会場 府中市役所 北庁舎3階 第1~3会議室

▽出席者 委員側 汐見会長、及川委員、森委員、三木委員、臼井委員、久保委員、植松 委員、田中委員、筒井委員、中田(公)委員、中田(徳)委員、畑山 委員、林委員、蟇田委員、目時委員、和田委員、山崎委員(17名)

> 事務局側 石川子ども家庭部長、中村子育て応援課長、若山子育て応援課長補佐、 向山子ども家庭支援課長、石田子ども家庭支援課長補佐、平井保育支 援課長、平澤保育支援課長補佐、宮崎児童青少年課長、福嶋児童青少 年課長補佐、山田障害者福祉課長、古田障害者福祉課長補佐、石川子 育て応援課母子・父子自立支援担当主査、稲葉保育支援課管理係長、 武澤保育支援課認定給付係長、山下部児童青少年課青少年係長、佐藤 児童青少年課健全育成担当主査、大沢子育て応援課推進係職員、河野 子育て応援課推進係職員(18名)

▽欠席者 平田副会長、堀委員、吉田委員

▽傍聴者 なし

事務局

皆様、こんにちは。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本審議会にご出席を賜り、誠にありがとうございます。それでは定刻となりましたので、ただいまより令和3年度第2回府中市子ども・子育て審議会を開催いたします。

まず初めに、事務局より資料の確認をさせていただきます。

(※事務局 資料確認)

それでは続きまして、事務局よりご報告等をさせていただきます。まず、本日の会議は、令和3年度第2回の府中市子ども・子育て審議会となります。新任の委員の方は、初回の会議とはなりますが、今年度の審議会につきましては、委員改選前の7月7日に1回開催しておりますので、ご承知おきください。

次に、本日の委員の出欠状況をご報告いたします。本日ご欠席の連絡を頂いている委員につきましては、平田委員、堀委員、吉田委員の3名でございます。なお、臼井委員につきましては、都合により途中退席をされると伺っておりますのでご承知おきください。

本日の会議は、委員20名のうち、17名の委員にお集まりいただいており、出席委員数 が過半数に達しておりますので、府中市子ども・子育て審議会条例第8条第2項に基づき、 有効に成立することをご報告させていただきます。

それでは、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりますが、本審議会の会長が決定されるまで、事務局でこのまま議事の進行を進めさせていただきますので、ご了承ください。

【次第2 委嘱の伝達】

事務局

それでは、次第の2「委嘱状の伝達」でございます。委嘱状につきましては、本来であれば、市長から委員の皆様へ直接お渡しするところではございますが、時間の関係もございますので、皆様の机上に置かせていただいております。これをもちまして、委嘱状の伝達に代えさせていただきますのでご了承ください。なお、委員の任期につきましては、令和5年7月29日までの2年間となっておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【次第3 市長挨拶】

事務局

続きまして、次第の3「市長挨拶」に移らせていただきます。府中市長の高野よりご挨拶を申し上げます。高野市長、よろしくお願いいたします。

(※市長 挨拶)

事務局

高野市長、ありがとうございました。申し訳ございませんが、市長はこの後、他の公務が ございますので、ここで退席をさせていただきます。

(※市長 退席)

【次第5 新任委員紹介】

事務局

それでは続きまして、次第の4「新任委員紹介」に移らせていただきます。「席次表」及び 資料1「府中市子ども・子育て審議会委員名簿」を御覧ください。

それでは、新任と継続の方も含めて私のほうでご紹介させていただきますので、よろしく お願いいたします。それでは委員名簿の順にご紹介を申し上げさせていただきます。

子どもの保護者で公募による市民代表の及川委員でございます。

同じく、子どもの保護者で公募による市民代表の森委員でございます。

府中市立小中学校PTA連合会の三木委員でございます。

むさし府中商工会議所常議員の臼井委員でございます。

連合三多摩・東部第二地区協議会副議長で、東芝労働組合府中支部執行委員の久保委員でございます。

放課後子ども教室事業の実施団体、NPO法人トータルサポート府中事務局長の植松委員でございます。

東京都認証保育所府中市連絡会会長で、田中保育所代表の田中委員でございます。

府中市自治会連合会副会長の筒井委員でございます。

府中ママ・パパ応援隊の実施団体、公益社団法人シルバー人材センターの中田委員でございます。

府中市青少年委員会会長で、府中天神町幼稚園園長の中田委員でございます。

社会福祉法人多摩同朋会子ども家庭支援センターたっち・しらとり統括センター長の畑山委員でございます。

府中市民生委員児童委員協議会第2地区会長の林委員でございます。

青少年の支援を実施している、認定NPO法人育て上げネット執行役員の蟇田委員でございます。

府中市私立幼稚園協会顧問で、府中白糸台幼稚園園長の平田委員、本日ご欠席でございます。

府中市立小学校長会府中市立武蔵台小学校校長の堀委員、本日ご欠席でございます。

府中市私立保育園園長会副会長で、第2府中保育園園長の目時委員でございます。

府中市立中学校長会府中市立府中第九中学校校長の吉田委員、本日ご欠席でございます。

社会福祉法人府中市社会福祉協議会地域福祉部地域活動推進課まちづくり推進係長の和田 委員でございます。

学識経験者で、東京大学名誉教授の汐見委員でございます。

最後に、公募による市民代表の山崎委員でございます。

本審議会は、ただいまご紹介させていただいた委員20名の構成による会議となっております。なお、事務局職員の紹介につきましては、時間の都合もございますので、省略をさせていただきます。お手元にお配りいたしました席次表のほうでご確認いただければと存じます。

それでは、続きまして次第の5「議題」の(1)会長及び副会長の選出でございますが、 府中市子ども・子育て審議会第6条では、委員の互選により定めることとなっておりますが、 どなたかご発言はございますでしょうか。

【次第5 会長及び副会長の選出】

委員

新任の委員さんもいらっしゃいますので、もし事務局の案がございましたら、ご提案いただけますでしょうか。

事務局

ありがとうございます。ただいま、委員より、事務局の案をということでご発言を頂きましたが、事務局の案をお話しさせていただきます。事務局といたしましては、前回計画から継続して会長・副会長をお引き受けいただいており、経過もよくご承知を頂いております前会長・前副会長の東京大学名誉教授の汐見委員と私立幼稚園協会顧問の平田委員にお願いしたいと考えております。なお、平田委員につきましては、本日ご欠席でございますが、もし継続となった場合にはお引き受けいたしますということで内諾は頂いております。いかがご

ざいましょうか。

(拍手)

事務局

ありがとうございます。それでは、汐見委員に会長を、平田委員に副会長を引き続きお願いすることといたします。よろしくお願いいたします。それでは、汐見委員、会長席のほうにお移りください。

それでは、会長をお引き受けいただいた汐見委員のほうから一言ご挨拶を頂戴したいと思います。会長、よろしくお願いいたします。

会長

今さら改めて挨拶もないのですけれども。先ほどの市長のご挨拶もありましたけれども、コロナが簡単には収束、そういう状況ではなくて逆に私たちが住む東京は相当厳しい状況がこれから予測されるということで、国のほうもワクチン次第という感じになってしまっていて、ワクチン2回打っても感染する人が出てきている。もう少し原点に戻って考え直さなければいけない状況になってきていると思うのです。同時に、いろいろなデータも出てまいりまして、今までのように思いっきり遊べない。そういう乳幼児から小学生なんかは、何かあるとマスクしなさいとか、触ってはいけませんとか、ちゃんと手を洗いなさいとか、固まってはいけませんとか、そういうことが1個1個ならいいのですが、積み重なっていくと欲求不満がずっと積もっていく。もう1つはやっぱり不安が強くなっていく。欲求不満と不安が上手に解消される。脳の中にオキシトシンという物質がわっと出てくると解消されるのですけれども、そのためには楽しいことをやらなければいけないのですよね。それがなかなかできないでということで、半年ぐらい前の調査では、小学生の15%、中学生の25%、高校生の30%が鬱状態になりつつある。そういうデータが出てまいりました。

大規模なネット調査ですから、正確ではないと思うのですが、やっぱり心の中にうまく発散できない不安を抱えているのかなと、続いてしまうと、子どもたちの心身の状態が少しずつおかしくなっていく。ご存じように子どもの自殺が統計上最も多く発生し、女性の自殺も増えつつある。

そういう中で、私たちは、コロナそのものはとにかく頑張ってやり過ごすしかないのですが、そういう中で必死になって生きている親、子どもたちをどうサポートしていくのか。知恵が本当に問われている気がするのです。どこかがやってくれるわけではなくて、それぞれの持ち場で、私は保育関係のことをよくやっているほうなのですが、保育のやり方をもう一回見直して、園に来るのが楽しいという保育を本当に作っていかないと、そういう子どもたちの不安は解消できないのではないかと。

後々にコロナ世代はこうなのだと言われることのないように頑張りたいなと思っています ので、ここでやれることは限られているかもしれませんけれども、そういう問題意識をみん なで共有しながら、府中の子どもたちを何とか守るための知恵を皆さんと一緒に出し合って いきたいと思いますので、これからもよろしくお願いいたします。

事務局

会長、ありがとうございました。それでは、次の議題に移る前に、事務局のほうから本日の傍聴についてご報告をさせていただきます。府中市附属機関等の会議の公開に関する規則により、8月1日号の「広報ふちゅう」及び市のホームページで募集をいたしましたが、応募はございませんでした。

それでは、次第の6「議題」に移らせていただきます。本審議会では、議事録作成のために発言を録音させていただきますので、ご承知おきください。また、マイクのご使用にご協力をお願いいたします。マイクは事務局のほうでお渡しをさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ここから先の議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。会長、 よろしくお願いいたします。

【次第6 令和2年度第2次府中市子ども・子育て支援計画の進捗状況と評価等について】

会長

それでは、本日の「議題」の(1)令和2年度第2次府中市子ども・子育て支援計画の進 捗状況と評価等についてに移りたいと思います。

今日は、前回やった残りになるわけですけれども、本日は、前回からの続きで後半部分となりますが、最初にまず事務局のほうから説明をお願いいたします。

(※事務局 資料3ついて説明)

会長

前回、今ご説明のあったように、かなり2があったのですけれども、コロナで開催できなかったとか、そういうことが原因で数が減ってしまったということが大部分でした。そのために、後々に何も書かないで2にしてしまうと、この年は何でこんなに子どもが入ってないのか。はっきりとコロナのために頑張ったのだけれども、期待する数字にいかなかったという場合は、きちんと計画どおりにしたというところを評価してまず3にした上で、ただし、実際の数字は、目標に到達していないのはこういう理由であると書いておこうということで修正をしていただきました。その修正の仕方については、事務局で検討、相談して、こういう形でやったらどうかというご提案ですね。これについて何かご意見ございますでしょうか。これは、2があったけど、やっぱり2のままでというのはどこかにありましたか。2を全部3に変えたというだけではなくて、やはり不十分であったところも残っている、2のままはどこかにありましたか。

事務局

2のままの事業はございません。

ないですか。分かりました。基本的にそういう意味では、行政として手を抜いたということは、予算上できなかったとか、そういうことは原則ないということですね。

委員

率直な質問なのですけれども、2というのは計画からやや変更があったということで、3が計画どおりに事業を実施できたということなので、そもそものこの評価の基準というのがマッチしているのかなというのが率直に疑問を感じたところでございます。コロナ影響は確かにあるとは思うので、計画どおり実施をした内容に関しては3に引き上げてよろしいのかなと思うのですけれども、結果のところではなく、計画を変更したということであれば、2の状態で注意書きとして「コロナ影響です」という評価が、実際の内容に即している評価なのではないかなと感じました。

ただ、これは行政だから、市民にこういう形でやっていきますよということを計画どおりに遂行するということが重要であるからこそ、そこのポイントを上げることが必要なのかなということも感じたのですけれども、こちらの評価基準のところがどうなのかなというところは率直に疑問に感じた点でございます。以上です。

事務局

評価基準につきましてですけれども、実績のほうに数値として掲げさせていただいているものに関しては、あくまで実績数値ということでございまして、事業の評価としては先ほどご説明をしたとおり、目的に沿って事業展開ができたかどうかというところを基準に置いて評価としておりますので、実績数値が下がったからといって事業の目的自体とそれた事業展開をしたわけではないという考え方に基づいて、評価3の%印という形にさせていただいております。以上でございます。

会長

ご質問は、書き方を考えたらいいのではないかということですね。評価基準というところに0を評価の全くやっていない場合、1番が「計画から大幅な変更や遅れがあった」という形に、変更という言葉でやると、元の計画よりももっと高い計画に変えたということも入ってしまいますよね。そうすると、元の計画より変更があった、4番と同じになってしまいますよね。ですから、これは変更という言葉があるので、この変更というのは別に減らすというだけではなくて、増やすこともありますから、この評価基準の文章そのものが、少し扱いが難しいのではないか。2番は「計画からやや変更があった」としか書いていませんので、変更あったというか、計画の変更ではないですね。計画から変更という言葉自体が日本語としてもちょっとおかしい。

だから、計画からやや遅れがあると、計画に対して不十分があったということですよね。 ちょっと足りなかったというのは2で、全然足りなかったのは1だということになりますよ ね。だから、変更というのは言葉として私も、こういう場合は問題があるなと思います。そ れはどうですか。

事務局

委員と会長ご指摘のとおり、変更ということになりますと、確かに上方への変更も含まれるということはごもっともなお話かと思っております。事務局のほうとして再度この評価基準については、今、いただいたように遅れがあったという表記で変更させていただければと思っております。

会長

市民が読んだときに、誤解が起こることがないようにということで、私たちは大体事情を 分かっているからいいのですが。分かりました。どういう文言に変更するかということを事 務局のほうに少し検討していただいて、またどこかの段階で提案していただく。文章とか少 し誤解のないように変えるということで進めていきたいと思います。ありがとうございまし た。他にご意見ございませんでしょうか。

それでは、今日の本題にありますここのところのご説明をお願いいたします。

(※事務局 資料2 目標3について説明)

会長

ありがとうございました。ただいまのご説明に対して、何かご質問等、ご意見ございますか。

委員

勉強不足で見当違いの質問だったら申し訳ないなと思うのですけれども、ひとり親家庭の 経済的負担の軽減というのは、国や都の法令に基づくものなので、情報というものは皆さん ご存じかと思うのですけど、相談事業であったりとか、自立支援事業、高認の合格支援事業 などの情報自体を周知する方法はどのように行っているのかなということが一番疑問でして、 私自身もひとり親家庭にこういった支援があるということを知らなかったので、高認の合格 支援事業があるということ自体を知らなかったのですけれども、例えばですけど、離婚時に 親権を持った親御さんのほうにこういった支援事業がありますという情報をお渡ししている とか、具体的にひとり親家庭のアプローチというものを市としてはどのように行っているの かということをお聞きしたいなと思います。以上です。

会長

ありがとうございます。

事務局

まずはひとり親家庭に限定したものではないものとしては府中のホームページと、あと「子育てのたまて箱」という子育て情報誌のほうには掲載している状況でございます。それと先ほど口頭だけのご説明になりましたが、ひとり親応援ブックという、ひとり親に特化した情報誌も今年度から作成して、ひとり親の手当等の手続に見えた際にはお渡しをしているとこ

ろでございます。また、離婚届を取りに来られた際には、離婚をお考えの方へという案内の チラシを配布させていただいている状況でございます。また、離婚届を出された後にひとり 親としての手続の一覧も、その際には渡しているところでございますので、そこでご案内を 受けた方が窓口に来たところで、さらにひとり親に特化した情報誌をお渡しするという形で、 幾つかの階層で周知を図っているところでございます。以上でございます。

会長

府中市でひとり親で、母親のみ、父親のみで、現在成人前の子どもを育てている家庭はど のぐらいあるかというデータはすぐに出るのでしょうか。

事務局

ひとり親家庭というそのものの実数の数値は捉えておりませんが、ひとり親家庭に対する 手当で、児童育成手当の受給世帯で申し上げますと、令和2年度の数字、令和3年1月1日 現在の数字でお答えいたしますと、2,719世帯ということになっておりますので、おお よそ2,700世帯と捉えております。以上でございます。

会長

今ご説明ありましたように、実はひとり親家庭というのは徐々に増えてきているのです。ある小学校の6年生のクラス半分はひとり親家庭になったとか、そのぐらいに増えている。ちょっと聞いた話ですが、離婚届けを出しているかというと必ずしもそうではくて別居しているとか実質的に離婚、ひとり親だとかそういうのもたくさんあるし、離婚届を出したけど養育費を払われてないというケースとかとても大変なのです。そのことは国もかなり問題にしていて、ひとり親家庭を支援しなければいけない、経済的支援をしなければいけないというのは、世界の統計では、ひとり親家庭で実質的に貧困家庭になってしまっているというのが、世界で日本がトップです。51%。日本はひとり親になったときに特に女性の場合、経済的にもとにかく大変で、半分以上が貧困家庭。

そういう実態をどこかでしっかりつかむとか、今、離婚届を取りに来た方に対しては、こういう制度がありますよということを周知している。だけど、離婚じゃなくていなくなったとかで実質ひとり家庭というのもたくさんある。その辺りをつかむのは大変難しいですね。ですから、今いい質問していただいたと思います。これから子ども・子育て支援の1つの焦点になっていくというテーマだと思います。

今日多分できないと思うのですが、実は国が今、物すごく進めているのはヤングケアラーに対してです。ひとり親家庭で特に多いのですけれども、母親が鬱になってしまったとか、そういうことで一切仕事できないし、ご飯も作れない。そういうので実は子どもが支えているというのが驚くほど多い。ひとり親家庭を支えていくというのは、お金もそうなのだけれども、精神的な支えというのがないとなかなか大変なのですよね。多分まだヤングケアラーなんて調査していませんよね。府中ではヤングケアラー問題というのは、どの程度あるのか。今、厚労省でそういうことについてやるというプロジェクトを募集しています。

とにかく子どもがケアラーになってしまっていて、学びの権利がどんどん奪われていって

しまうというあたりどうするか。多分もっと抜本的に手を打っていかないと、とても難しい 問題なのでいずれ議論したいなと思います。

事務局

会長、申し訳ございません。先ほどご説明した児童育成手当の受給世帯数なのですけれども、先ほど誤った数字をお答えしてしまったので、1月末の認定状況でお答えしますと、2,21世帯が正しい数字でございました。失礼いたしました。

会長

分かりました。とても貴重な数字、ありがとうございました。このところについてはほか にご質問ございますでしょうか。

委員

25番のひとり親家庭自立支援相談事業、2年度の相談件数が2,845件なのですけれども、相談の内容というのがどのようなものが一番多いのか、おおむね教えていただければと思います。

それから、26番のひとり親家庭自立支援事業の中で、ホームヘルプサービスの利用状況というのが480人ということですけれども、このホームヘルプサービスというのが家事支援ということなのでしょうか。ちょっとよく分からないので、その辺を教えていただけますか。あと27番のひとり親家庭等対象手当支給事業の令和2年度の実績が扶養手当の全部支給、一部支給、これは延べの人数ですよね。この合計12カ月毎月もらったとして計算すると、大体このもらった方1,500人ぐらいということになるのですけれども、ひとり親家庭さんで児童扶養手当を頂いた方は、1,500人程度と解釈してよろしいのかどうかということを教えていただきたいと思います。

先ほど、ひとり親の応援ブックというのを、私が子ども食堂をやっているものですから、 そちらのほうの関係で子育て応援課のほうからいただいたのですけれども、とても詳細が載っていていい冊子なので、私のやっている民生委員児童協議会のほうにも、民生児童委員も 全部頂きたいとお願いしたのですけれども、あまりたくさん印刷されなかったみたいで、そ ういう冊子、やっとできたのかなという気もするのですけれども、もっとたくさん作って配っていただきたいなと思います。

それから今、ヤングケアラーの話を先生がおっしゃいましたけれども、子ども食堂で去年 1年間、食糧支援の会、フードパントリーをやってきまして、ひとり親さんのご家庭に食料 をお渡ししますという会で、お母さんが病気でいらっしゃれなくて、ずっと中学生のお子さ ん、小学生のお子さんが取りに来られた方がいまして、そういう場合、このお子さんたちは ヤングケアラーなのだなということに気がつきました。うちの食堂で大体30人ぐらい毎回 いらしたのですけれども、多分そのお1人だけではないのかなという気もしています。なの で、これからヤングケアラーさんの問題はよく注意していかなければいけないのだと思って おります。以上です。

ありがとうございます。ただいまのご質問に対してお答えいただけますか。

事務局

最初の相談内容についてお答えさせていただきます。詳しい数字は今、手元にはないので申し訳ないのですが、印象的には、まず夫婦関係の問題で、離婚を考えているのだけれども、自分には経済的な何か資格を持っていたりというものもなく、どのようにそういった手続を進めていったらいいのか、ひとり親になって本当に子どもを養っていけるのかというような、何から手をつけたらいいのかという、漠然とした不安であったりとか、あとは具体的にこのようないろいろなサービスがあるのだけれども、このサービスを使えますかという、そういった質問だとか、あとはメンタルとかを抱えたり、離婚とかその問題が原因かもしれないのですけれども、そういった精神的にパワーがないのだけれども、どのようにそういった問題を解決していったらいいのかという、そういったご相談が多いです。最近は母子だけではなく、父子家庭のお父さんからも相談が少しずつ増えている状況です。以上です。

事務局

続きまして、ひとり親訪問ヘルプサービスの事業内容についてでございますけれども、こちらは委員ご指摘のとおり、家事援助を行うほか、あとは育児の援助も行う形になります。お母さんが職業訓練ですとか、あとはお仕事の間とかにお子様の世話ができない。あと、家事がちょっと苦しいというときにお申込みを頂いて、家事・育児の援助を行っている事業でございます。

それから、次の児童扶養手当の受給人数ということですけれども、委員ご指摘のとおりおおよそ1, 500人程度ということになっておりまして、令和2年度で申し上げますと1, 448という形になっております。

会長

この問題ですね、例えばヤングケアラーといっても、子どもが自分でヤングケアラーと自覚している人はほとんどいないです。必死になって家庭を支えているという感じで、本来もっと社会の援助があってしかるべきところを、それが十分じゃないので、勉学の機会が奪われてきているというので、ちゃんとその権利があるのだよということを発信する。そういう問題も含んでいるのです。NHKの日曜日のNスペシャル、9時からの番組ありますね。あれでそのことが取り上げられて、僕は解説に出たのです。そのとき西成高校、大阪の一番貧困層の多いところですけれども、そこの西成高校の生徒たちのことが取り上げられていて、かなりの生徒がほとんど学校を辞めていってしまうのです。なぜかといったら、かなりシングルの方が多いのですが、お母さんがコロナで失業してしまった。それまでアルバイトをやっていたところがアルバイトでは太刀打ちできないので、その代わり学校を辞める。西成高校はいい学校で、本当によく子どもたちを応援しているのだけれども、それだけはどうしようもないということで歯痒い思いをしている先生方の様子が出ていました。

結局ヤングケアラーといっても、お金も全部稼いで、食事も作ってなんてやっているのは

娘さんだったり、どの時代そういう人たちはたくさんいたのだろうと思うのですけれども、 今はそういう子どもたちをサポートしていこうではないかということになっているので、こ の問題については改めて今日議論できないので、行政のほうからもそういう子どもたちを把 握するという仕組みを作っていただく、検討していただく、引き続きぜひ関心を持っていた だきたいと思います。

ほかにございませんでしょうか。なければ評価は基本的には3なのですけれども、困難な 課題があるということが少し見えてきました。それでは、次、お願いいたします。

(※事務局 資料2 目標4について説明)

会長

ありがとうございました。それでは目標 4、配慮が必要な子どもと家庭への支援について、 詳しくご説明いただきましたけれども、何かご質問、ご意見ございますでしょうか。

委員

まず、児童虐待防止対策の推進ということで、こちら昨今、自分もこの間、高校生が小学 1年生の妹を虐待していたというショッキングな話をニュースで聞きまして、今までどうし ても親とかが子どもをと考えていたのですけれども、兄弟でということがとてもショッキン グでした。そこで例えば府中市の中ではそういうケースがあるのかということと、児童虐待 防止等の普及の啓発事業でイベントとありますが、イベントというのは具体的にどのような ことでしょうか。ショッピングセンターで市の人がパンフレットなどを置いて行っているの か、具体的にどのようなイベントを行っているのかお知らせください。以上です。

事務局

兄弟間の虐待というか、上のお子さんが下のお子さんに対して暴力をふるったり、暴言を というところは、兄弟喧嘩の範囲を超えてというところで、そういう相談の内容は、お母さ んたちの相談を受ける中で入ってくることもございますし、下のお子さんのほうから小学校 の先生のほうに、上のお子さんからいろいろいじめられる、不快なことを言われたりという ところでの相談は入っております。府中市の中でもないということはございませんが、正確 な数字は取ってございませんので、今のところはあるというところでお答えさせていただき ます。

普及啓発の事業でございますが、今のところ少し大きめのところですと福祉まつりですとか、商工まつりとかそういうところでブースを間借りさせていただいて、普及啓発させていただいたりという形でやってございましたので、そういう事業が中止になったところで前年度につきましては代替のものがなかったというところで0回となっている状況でございます。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。ほかにいかがでしょうか。

委員

私は私立保育園を経営している者なのですけれども、10番目のところにあります、今後の課題と展開というところで、公立幼稚園に向けてこのような文言が載せられているのですけれども、現在私立保育所でもこのようなことが実際に起きておりますので、もしよろしければ公立幼稚園の課題ではなくて、保育所も幼稚園も同じなのだということをご理解いただけるとありがたいかなと思いまして、コメントをさせていただきました。

また、すくすく枠の拡大というお話もありましたけれども、今、内部からすくすくに移行するお子さんが大変増えているのが現実でありまして、外部のお子さんを受け入れしていくということは、本当にこの頃難しくなってきているなということも、実際として感じております。こちらの評価とは関係ないのですけれども、今現在の私立保育園というか、保育園で起きていることを少し補足させていただければと思いまして、コメントをさせていただきました。以上です。

会長

今の点については何かございますか。今は保育園と幼稚園の対応を分けているのですか。

事務局

委員にご指摘いただきました施策10の課題・今後の展開のところなのですけれども、確かに公立幼稚園に書いてある内容につきまして、保育園のほうでもいろいろな園からのご相談で、お申込みの時点では一般枠ということでお受けするのですけれども、実際には加配が必要なすくすく枠のほうが適切だったのではないかというご相談をいただくことがございます。申込受付をする際に、事務の職員ももちろんやるのですけれども、会場で公立保育所の所長のほうが一度確認をして、もし記載のあるように何か気になる点があれば、お話を伺うという機会を設けているのですけれども、なかなかそこでつかまえきれない部分ですとか、お子さんが一緒にお申込みに来た場合には分かる部分もあるのですけれども、お申込みのときは保護者の方だけでいらっしゃる場合もありますので、その点については捉えきれてないという部分もあるかなとは考えているのですけれども、我々としてもやはり課題だとは捉えております。完全になくすというのは難しいところがあるかもしれませんけれども、引き続き注意して対応していきたいなと思っております。

それから、また2点目の内部申請と呼んでいるのですけれども、既に在園されているお子さんが一般の枠からすくすく枠のほうに移るという申請が、年度途中でやはり何件もございますので、そちらがあるというのは委員のご指摘のとおりでございます。

ただ、もちろんそういった内部の在園児向けの枠だけでももちろん対応は必要なのですけれども、やはり翌年度の4月当初の申し込みなどでは、それに加えて新しく入っていらっしゃるすくすく保育をお求めになっている保護者もいらっしゃいますので、各私立の保育園さんなんかにご協力をお願いしながら、また公立保育所についても枠を設けて、新規の枠のほうについてもご協力いただきながら、こちらのほうで設定していく、そんな流れでございます。以上です。

よろしいですか。ありがとうございました。ほかに。

委員

9番に関わることで、以前の審議会でも何回か虐待についてお話合いが出たと思うのですが、私が不勉強で分からないので教えていただきたいのですけれども、先ほど小学校で、生徒さんから先生に兄弟からこういうこと受けているという声が挙がったということは、すごくすばらしいというか、そういうことはまれなケースだと思っております。ヤングケアラー同様虐待は受けている本人たちは、それが日常で当たり前であると、そういうふうに思わないということが前年度の審議会で出ていたと思います。そのときに何か子どもに分かりやすいような、こういうことを受けていたら相談に来たらいいよとか、そんなポスターだったり何か作ったらいいですねなんて話が出たと思うのですけれども、もし具体的にそういう話が進んでいたら教えていただきたいです。また今、報告にある世帯の中で、子ども自身から申し出があったようなケースがあったかどうか、教えていただければと思います。よろしくお願いします。

会長

いかがでしょうか。

事務局

子どもからの相談、声を挙げるような取組ということでお答えさせていただきます。こちらのほうなのですが、やっぱりなかなか子どもから声が挙げるというのは本当に難しいことだなと思っているところです。以前小学生と中学生向けに子ども電話相談カードというのを配布したりしておりました。こちらのほうはたっちの電話番号を書いたりしているのですけれども、やはり電話を自分からかけるということがなくて、たっちへの周知はできたかと思うのですけれども、あまり効果がないというところで、今のところ小中学校にポスターを貼ったり、ホームページを通じて相談できるところがありますということを周知させていただいているところであります。

ただ、やはりずっとお子さんと接しているところの先生に、お子さんがSOSを出すというところが一番出しやすいかなというところはございますので、学校の先生とも協力させていただいて、お子さんからSOSを受け止められるような体制でというところはお願いしているところでございます。

2点目の子ども自身からの相談ということなのですが、やはり数件はあるのですけれども、 年10件前後ぐらいで推移をしているところでございます。以上でございます。

会長

今のおっしゃっていることというのは、兄による妹への性暴力ですね。これが相当な件数あるそうなのです。そういったコラムなど発信している人がいたり、そういうことを聞いたことがある、お友達がそうだったとか、どこの誰かはわからない。だから、稀有なケースで

すね、見つかったというのは。実際にはそういうことをしてしまう家族の雰囲気みたいのがあったりします。ですからそういうのはちゃんと訴えなければ駄目なのだよとか、学校なんかでもやらないといけないことでしょうね。難しいですね。暴力を受けたほうも本当は知られたくないということがあるのもかもしれませんし。こんなこと今までもあったことですが、それを可視化する形でもう少し訴えていかなければいけないという気がします。家族を守らなければいけないでしょうね。

ここではすぐに何とかできないのですけれども、そういうことも問題意識として持っておきたいと思います。

ありがとうございました。ほかにどうですか。

委員

幼稚園のほうからも1つお話をさせていただきます。今、ありました10の障害児施策との連携ということで、私立の幼稚園のほうも3年前ですかね。巡回相談員の方が来ていただいて、いろいろと幼稚園の中にいる子どもたちの相談をさせていただくということもできたので、本当にうれしく思っております。また、我々感じている幼稚園の園長先生たちも、障害の関係の大きい規制というか、重度、程度というのはあるのでしょうけれども、やはり増えてきているのではないかというのが、どうしても育てにくい子どもたちというのが、ここに相談に行かなくてもどうなのかなというのが随分といるような感じがしています。いろいろなところで、たっちさんとか養護さんとかに相談させていただいておりますので、こういうところも本当に手厚くいろいろと施策を打っていただければと思うところです。

会長

ありがとうございます。これからの施策の中で考慮していかなければいけない。一般的に 発達障害と言われているお子さんが、論争があるのですけれども、アメリカなんかでは確実 に増えている。以前はそう思わなかっただけではないかということに対して、確実に増えて いるという意見があって、もともと遺伝的要因でそうなるというケースも、これははっきり 増えているのですが、それより増えていることがあるとしたら、環境要因が入ってきます。 そういうことで、特に発達の初期ですね。赤ちゃんのときから2、3歳ぐらいまでの育て方 にいろいろな変化が出てきている。

いろいろなデータがあるのですよ。どろんこ遊びをした子は、0、1歳で腸内細菌の増え 方がすごくよくて、腸内細菌のバランスの問題がかなり影響していることが分かってきてい るのですね。小さいときに少し乱暴な、木に登ったり、そこから飛び降りるとか、そういう ことをやった子は発達障害になる確率が低くなるというデータが出てきているということで、 環境要因がかなり影響しているということは少しずつ分かってきているのですね。まだ大規 模調査ではないのですけれどもね。

だからそういうこと、誰でもファクターがあるわけです。だけどそれが社会的にネガティブな形で出てこないようにするための、幼い頃の育ちの環境、育ての環境というのをもう少し、人類がずっとやってきたこととかけ離れてしまいますとこのようになる確率、可能性が高くなるので。それから食べ物ですね。そういうことで、少しどこかでそういうことを勉強

するとか研究するとかいうことを、これは医者たちと協力しながら明確な研究領域がないものですから。私たちが一番よく知っている保育園、幼稚園の先生ということで、少しやらなければいけない時代に入ってきているのかもしれませんね。ありがとうございました。 ほかにございますでしょうか。

委員

ご説明ありがとうございました。私も10の障害児施策との連携のところについて、質問させていただければと思います。保健センターのところで療育の受け皿が少ないことが課題として認識してらっしゃるという文言があるかと思うのですが、療育の待機児童の人数を捉えてらっしゃったら教えていただければと思うところが1点と、もう1点がその受け皿を広げていくための具体的な案だとかはございましたら、お教えいただけますと幸いです。よろしくお願いいたします。

事務局

療育への待機児童の数ということなのですけれども、すみません、ここで詳しくは把握している状況ではないのですけれども、保健センターのほうでは健診のところでお子さんが発達に支援が必要かどうかのスクリーニングをかけます。そこで会長が言われたとおり、環境要因なのかもともとのものなのか、経験不足なのかというところが分からないので、そのあと親子グループとか心理相談などのほうでその辺の見極めをさせていただいて、療育が必要なお子さんにつきましては、療育のほうを勧めたりしているところです。ただ難しいところもありまして、本当は療育が必要なのだけれども、親御さんが認められなくて療育に進まない方とか、あとは本当に必要だとは思うのだけれども、遠くてお母さんが送迎できないというところで療育につながらない子もいるというところも課題になっております。

やっとお母さんが行こうと思ったときに、年度の真ん中ぐらいからですかね。夏ぐらいからになるといろいろな療育の施設がいっぱいになってきていますので、夏過ぎたぐらいで療育を希望される方がすぐに療育を受けられないという状況がございますので、それは受け皿が少ないという形で課題として書かせていただいたところがございます。

対応でございますが、6年に児童発達支援センターができるというところで、今こちらでできるところでグループのほうで対応させていただいたり、いろいろな他市の寮育ですとか、お母さんが通えそうなところとか、いろいろなサービスをつなぎながら対応しているところです。以上でございます。

会長

よろしいでしょうか。お願いします。

委員

10番ですけれども、障害児施策に関連しまして、最近障害児のための放課後デイサービスという施設があると聞いているのですけれども、それは民間の施設ということなのでしょうか。市内にそういう施設がどのぐらいあるのかということと、費用的にとても高額のよう

に調べると出ているのですけれども、そういうところに市の補助とかは出ているのでしょうか、ということをお伺いしたいと思います。

事務局

まずは放課後デイサービスのご質問の1件目なのですけれども、民間というお話なのですが、基本的に今こちらのほうの放課後デイサービスは社会福祉法人が中心となってかなり事業展開していたのですが、このところ民間の株式会社等が入って運営する傾向が出てきているところでございます。

市内にはどのぐらいあるかということなのですけれども、今のお話と関連するのですが、 民間が入るということはそれなりの採算があるということで、ここで急激に放課後デイサー ビスについては施設が増えておりまして、2020年5月現在ですけれども、府中市には2 6カ所ございます。参考までに同規模に近い調布市で21、三鷹市においては11程度と把 握しておりますので、府中市は比較的放課後デイサービスについては施設があると捉えているところでございます。

3つ目の補助については、それぞれ支給決定しますので、その方にあった補助金が支給されるという状況でございます。以上でございます。

会長

ありがとうございました。障害、特別なニーズがある子どもたち、さっきも言いましたけれども、正確に把握ができてないといいますか、幼稚園、保育園、小学校で感じる実感としては少し増えていると。それをどうサポートしていくのか、引き続き私たちも関心を持っていきたいテーマだということを確認して先に進めたいと思います。よろしいでしょうか。では、次、お願いいたします。

(※事務局 資料2 目標5について説明)

会長

ありがとうございました。それでは今の目標5について、ご意見、ご質問をお願いします。

委員

学童の件で2点と、けやきッズで1点なのですけれども、まず学童のほうは、府中市は月に14日以上16時まで保護者が不在の家庭という規定があるかと思うのでが、月の平均の平日の日数は大体20日間なので、要は7割以上を16時まで保護者が不在の家庭になるかと思います。そうすると結局フルタイムで働いている家庭が対象で、シフト制で働いている家庭の子は入りづらくなっています。働き方はすごく変わっていますので、もうちょっと規定を見てもらってもいいのかなと思います。あと、お隣の調布市を見たら、週3回以上来られる子どもというのが規定になっていたようで、確かに子どもは今、習い事などがあって、週5しっかり学童に行っているのかなと思いますので、学童の規定は親の就業時間や子どもの出席可能回数も見直しがあってもいいのかなというのが1つです。

学童のもう1点は、コロナ禍における環境です。3月末に、学童に行ってきました。玄関 先でしたがたまたまおやつの時間だったのですけれども、ダンボールで作った仕切板で仕切 った狭いテーブルに、子どもたちは本当に床面積の狭い中床に直接座っておやつを食べてい る様子が見えました。本当に学童の子どもの数は多いな、感染大丈夫かな、あとダンボール というのがかわいそうになってしまって、透明フィルムとかアクリル板であったりとか、何 か考えてあげたほうがいいのかなと思いました。

それから、けやきッズなのですけれども、各学校でかなり個性があるみたいで、どこどこの小学校のけやきは楽しいとか、どこどこは厳しいとかいろいろな声を聴きます。先生方が非常によく見てくださって、うちの子どもは大好きで参加しているのですけれども、けやきッズの登録人数と参加人数などはカウントされているのかということと、けやきッズで各学校の横のつながりというか、そのような情報交換などはされているのかというのを教えていただきたく思います。

会長

ありがとうございました。今のことについてお願いします。

事務局

まず、要件のほうにつきましては、委員お話のあったとおりでございます。確かにシフト 勤務ということで、働き方も変わってきているという現状がございますので、令和3年度から、今年の4月からなのですけれども、保護者のご要望に対応しまして、夜7時まで延長を 実施しております。そういう遅いほうのシフトには若干対応できるような形を今、取っております。そういった多様化する働き方につきましては、今後も保護者の皆様からのご意見を お聞きした上で、さらに改善検討を進めてまいりたいと考えております。

お恥ずかしい話なのですけれども、設備のほうにつきましては、順次確認、対応しているところでございまして、若干遅れている学童もあるということを聞いております。4月に21カ所のうち14カ所を委託しておりますので、委託した事務所のほうにつきましては、事業所のほうでそういった消耗品等を確保していると聞いておりますので、改善されているかと認識しております。今後も見守っていただけると思います。

あと、けやきッズのほうなのですが、一応市のほうで統一した仕様書を出した上で、一定の仕事内容という、業務内容のベースのほうは整えている形になります。ただ、どういった具体的な遊びをするとか、メニューというのは各事業者の創意工夫でかなり多様化しているという状況がございます。今、コロナの関係もあってあまり十分にできてない部分もあるのですけれども、定期的に事業者連絡会などやっておりまして、それで情報交換等で質の確保というか、底上げのほうを図っているところでございます。以上でございます。

会長

よろしいですか。おわかりだと思うのですが、保育園はものすごく増やしてきたのですよね。ところが保育園に行っていた子どもたちが小学校に入ると、やっぱり親が働いているわけですから、家に帰ってもお母さんがいないということで、学童つきの保育をやらなければ

いけないのはないか。でも、保育園児に比べて学童保育の子どもの定員というのはうんと少ないわけですよね。次の待機児問題は学童保育の待機児問題だと言われています。そこに目をつけて、今度は業者さんたちで、株式会社が営む学童保育というのがたくさん出てきている。これはサービスが全然違う。お金も全然違うわけです。東急なんかがやっているやつなんかでは受験も引き受けますという、中学校受験の勉強もさせる。土日は理科の実験をやりますとか、自然の中で遊びますとか、英語をやりますとか、そういうことまでやり出して、その代わり月最低7、8万頂いて、放課後クラブも金次第だという感じになって、そういうのがどんどん増えてくることに対して首を傾げざるを得ない状況です。

働いているお母さんが増えてきて、自分の子どもを中学受験させたい、やってくれるというのでありがたい人たちもいるということで、よくニーズを読んでいるのですね。そういう子どももいれば、学童のお金は払えないという家庭もたくさんある。とても難しい問題なんですけれども、学童に入れなかったために仕事を辞めざるを得なかったという人が出てきている。ということで学童に入る要件というのをもう少し緩和すべきではないか。

それから、保育園児の待機児問題、めどがつきましたけれども、東京は来年辺りから待機児童がゼロになるみたいです、平均的に。全国的には2、3年で待機児問題はなくなるのですが、今度は逆に0歳児ががら空きになってくるという問題が起こってきまして、横浜では今とても大変なのですね。次のテーマに移りつつある。テーマの1つが学童保育なんですよね。ですから、ワン・オブ・ゼムというのが1つの焦点になってくる可能性がある。残念ながら保育園ほどの援助がないわけです。ですから今、おっしゃったようにものすごく狭い中で子どもたちが場所を奪い合いしながら、僕らの言い方だと空気の奪い合いをしている、そういうところさえある。7人以上になったら分けてくれと言ったのですけれども、分ける場所ないということだったりして、学童保育は大変苦労しているのです。行政のほうも本当にどうするかということで、大変悩ましいことなのですが。ただ、確実にそういう子どもが増えていますのでちょっと注意して見守っていただきたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。何かほかに。

委員

放課後子ども教室を実施している団体なのですけれども、けやきッズに関しては、各学校の空き教室を利用しているため、各小学校によって全然違うのですね。本当に今、専門の教室を持っているところは数少なくて、どこかの空き教室で、下手すると理科室を使っている学校もあります。そこら辺のところを学校の改築に当たって空き教室の確保ができれば、専用の放課後子ども教室の場所ができて子どもたちの参加というのが落ち着いてできるのかなと感じています。ぜひ、今後安定した場所を確保できればと思っています。

あと、先ほどパーティションの話が出たときに思ったのですが、学童保育はおやつが出るのですけれども、放課後子ども教室はおやつが出ないのです。これは今現場に入ってみても、子どもたちが途中でお腹が空くということは、あまり感じられないのです。ここのところはひょっとしたら学童にもおやつというのは要るのか、要らないのかというところをもう少し今後考えてみる必要があるのかなと感じました。以上です。

ありがとうございます。よくお分かりと思いますが、放課後子どもたちをお預かる施設2つあって、学童保育というのは保育園の延長みたいなものなのですが、最初は先生方の資格も保育士だったのですが、今はいろいろな方がやられているのですけれども、もう1つ、二十何年前か、始まったのが放課後子ども教室といって、学童は厚労省が始めたのですが、放課後子ども教室は文科省なのですね。これは学校の放課後の教室を利用して、そこで登録している子どもたちは自由に遊んでいいと。今日はもう帰ると、もちろん帰ってもいいのです。同時にせっかくだから、そこでいろいろな体験ができるように専門の指導員だとか派遣して、そして放課後も1つの、例えば体験ができるようにという形でやっている。これが放課後子ども教室なのですね。この2つをくっつけようという動きもあるわけです。自治体によっては一緒にやっているところもあります。

ただ、今おっしゃってくださったように、その学校で使いますから、例えば校長先生の姿勢だとかそういうものによって、どうぞ、どうぞというのと、それは使わないでくれとか、ものすごくわかれるのです。だから、府中としては放課後の子どもたちの生活の場所をちゃんとキープするために、学童を作るというのは大変だと。放課後子ども教室は学校ということで使えるわけですから、学校側に子ども・子育て審議会としてお願いするとか、そういうことをやっていかなければいけないのかもしれないですね。

これ始まったとき文科省に頼まれて、放課後子ども教室はこんなすばらしいのだよという DVDを作って、僕が全部解説しているのです。でも、あれから20年ぐらいたって、随分校長先生も世代が変わっているわけです。そういうことがあるのだということだけ頭に入れていただければと思います。

うまく活用すれば子どもたち、放課後の居場所ができていいと思います。どうもありがと うございました。

委員

しつこくて申し訳ないのですけれども、けやきッズは、フルタイム勤務でない親の子どもが、夏休みも行かせてもらっているのですけれども、参加人数が多いのとソーシャルディスタンスもあるので、お昼ごはんを食べる場所を取るのに、11時ぐらいに場所取りをしているみたいなことを聞きました。ショッピングモールのフードコートみたいな感じになってしまっているようです。夏休みのけやきッズの人数を調査していただいて、コロナ感染のこともありますので、スペースをもうちょっと広げていただけたらなと思います。

会長

コロナ感染子どもに広がっていくということは、非常にリスクが高くなるので。

委員

毎日夏休みでも参加人数のほうを取っています。何年か前までは昼食持参は駄目だったのですけれども、昼食持参届というものを出すことによって、午前午後そのまま預かることができるようになりました。それをした途端に急に人数が倍以上、3倍ぐらいの人数に毎日の

参加者がなってきました。今、大体普通の規模の学校で20人前後が昼食を教室で取っているという状況になっていると思います。

ただ、団体によってはなるべくソーシャルディスタンスで、先ほど言ったようにやっているところもあると思います。児童青少年課からの指導もあって、各学校によって人数にもよって違うのかなと思っています。そういうような感じになっています。以上です。

会長

細かなことはまたいずれやりたいと思います。

委員

お時間ない中で申し訳ないのですけれども、2点、全ての児童ということなのですけれども、今、この場で話されていることってやっぱり公立の小学校の子どもたちのことだけになっていないかなと感じております。そもそも学童クラブもけやきッズもその学校に所属する生徒のみが行っている状態で、数としてはどこまでなのかわからないのですけれども、私立の市外の小学校に通っている子、民族学校に通っているような子たちとか、インターナショナルスクールとか、いろいろな学校に通っている子も決して少ない人数ではなくいるのかなと思います。そういった子たちの放課後の居場所というものはどこになるのかなということが1つ疑問となっています。

府中に住んでいるのに、市外の学校に通っているので地元とのつながりが少し薄くなってしまうのは、ある種仕方ないところもあると思うのですけれども、皆無になってしまうのは違うのではないかなと思います。全ての児童というところを明記するのであれば、市外の学校に通っている子たちにも同じように放課後の居場所が必要なのではないかと思います。以前調べたことがあるのですけれども、一応けやきッズは学区内の学校に登録することができるというのを見たことはあるのですけれども、果たしてそれが周知されているのか。行きたいと思える場所になっているのか。門戸がもっとオープンに開かれているのかというところをお聞きしたいのが1点と、文化センターに児童館が設置されているということなのですけれども、文化センターの児童館は開館時間が4時45分までとなっています。今現在5時半に愛の鐘が鳴るという現状で、4時45分に閉館した後の45分間は、子どもたちはどこで過ごしたらいいのかなというところはとても疑問になっております。

また放課後だと高学年の子たちは大体 6 時間授業になので、4 時頃に学校から帰ってきて、文化センターに行ったとしても 1 時間も遊べずに外に放り出されて、じゃあ、どこに行くのかというところがとても心配だなと思っております。また、私自身高学年の子がいるのですけれども、文化センターに行っておいでと言ったところで、結局最後は公園で過ごしたりとか、外で過ごすしかなくなってしまうというところが、どこに行かせたらいいものかなと思って、結局家でゲームをしているとか、そういった過ごさせ方が一番安全ということになってしまいます。

本当はいろいろな体験をさせてあげたいのに、安全を優先する代わりにゲーム漬けになってしまう。テレビ漬けになってしまう。それは我が家だけではなくて周りでもよく聞く話なのですけれども、高学年の子も含めてそういった居場所ということも考えていっていただけ

たらなと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。実際に学童クラブの例ではあるのですけれども、一部の学童クラブでは私立小学校に通っているお子さんの受け入れも実施はしております。こちらで捉えられているニーズが多くはないのですけれども、そういった事例もございますので、今後そういうニーズが出てくればまた周知等含めて進めてまいりたいと考えております。

児童館の所管が別の部署になるところもございますので、その辺につきましてはご意見と して担当課のほうに伝えさせていただければと思っております。申し訳ございません。

4から6年生ということで、学童クラブも基本的には6年生までは受入れ可能なのですが、 府中市の運用としまして、今、低学年3年生までの子を優先で入れる運用となっております ので、なかなか学童を利用できない方も、待機というのが実際出てきている状況でございま して、居場所の確保としまして、学童クラブの整備ということで上の学年の子が入れるよう な環境を整備していくことが一番大事かなと考えておりまして、その取組を進めてまいりた いと考えております。

実際お話を聞きますと、塾とか習い事に行くという方がかなりいらっしゃいますので、その辺のニーズ調査をしていければと考えております。以上です。

委員

放課後子ども教室は私立の子も入れます。実際に今何校か私立の子で放課後だけ来るということはあります。放課後子ども教室の終了時間は愛の鐘と一緒で、夏場は5時半まで、冬場は5時までということがあるので、そういうものを活用されるといいのかなと思っております。

会長

ありがとうございます。今おしゃってくださったことはとてもこれから大事になってくると思います。ある附属小学校では、そこの子どもたちは地域に戻っても遊び相手と場所がないので、5時まで学校で遊んでいくこというルールになっております。それは逆だなと思いながら、実際に戻ったら私立の学校行った子はみんな地域に友だちがいない。そういうのはどう克服していくかという点で、今出してもらった問題はかなり大変なことで、私立だとかいろいろな民族学校もそうなのですが、地域に戻って来たらここが皆さんの居場所だよというところを上手に作っていくという。これから外国人も増えていきますし、大事なテーマだと思います。

いろいろ課題があるということをご指摘いただいて、大変ありがたいと思いますが先に進ませていただきます。よろしいですか。それでは、最後のところをお願いします。

(※事務局 資料2 目標6について説明)

ありがとうございました。これが最後の次第になりますけれども、今のご説明に対して何かご意見、ご質問はございませんでしょうか。

委員

最後のところの主な事業42「実費徴収に係る補足給付を行う事業」で、給付施設数26 カ所ということですが、私立幼稚園は当然こんなにないので、それ以外にどこがあるのかな と思ったので教えてください。

事務局

この施設数につきましては、市外の施設も入っておりまして、市内で13施設、市外で13施設、合計26となっております。以上です。

委員

ご説明ありがとうございました。主な事業41のところで意見をお伝えさせていただければと思います。私自身幼稚園に娘がおりまして、市外の幼稚園に通園しているのですけれども、夏場預かり保育のところが最長でお願いするとなると2,500円が実際かかっているというところでございます。非常に補助をしていただいてありがたいなという思いがある一方で、実はその前は市内の保育園に通わせていただいていたのですけれども、そのときは無償化という形でございましたので、同じ働くにしても負担の額がかなり変わってきます。長期休みのところの負担がかなり大きいなというのが実感としてある形でございます。

可能であれば長期休みのところもあるというところをご認識いただいて、検討していただけるとありがたいなと思っております。以上、意見でございました。

事務局

今のご意見なのですけれども、すみません。国のほうの無償化の制度ですので、通われている施設が新制度に移行している幼稚園なのか、そうでないのかですとか、種別によって変わってきます。また東京都とそれぞれの自治体がやっている補助金の制度が異なっておりますので、なかなか全国的な制度等については変えるというのは難しいところがございます。お選びになる際にその辺りも気にしていただいて、我々もそういったご相談を受けた場合には的確にご案内しながら、相談に乗っていきたいと考えております。

会長

東京都の場合は、幼稚園が必ずしも新制度に移ってませんので難しいところがあると思います。ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

いろいろなご意見ありがとうございました。以上で、少し時間を過ぎてしまいましたけれども、本日の議題については以上となります。それでは、事務局にお返しします。

事務局

それでは、事務局より2点連絡事項がございます。1点目ですが、本日の審議会の会議録 につきまして、事務局のほうで作成し、後日、委員の皆様に内容確認の依頼をさせていただ きますので、よろしくお願いいたします。

2点目ですが、次回の本審議会の開催につきましては、現在のところ未定となっております。今後会長・副会長と協議いたしまして、決まり次第委員の皆様に開催通知を送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局のほうからの連絡事項は以上でございます。

会長

ありがとうございました。皆様のほうから何かございますか。

それでは、長い時間ありがとうございました。まだ暑さは厳しいと思いますが、体に気をつけて、引き続きよろしくお願いいたします。今日はこれで終わります。